医療情報取得加算の院内掲示について

当院では、マイナンバー保険証をご利用して頂くことによって、診療情報等を取得、活用し 質の高い診療を行っている医療機関になります

国が定めた診療報酬算定要件に伴い下記の表通り料金を徴収いたします

令和6年12月より当該月の受診時に以下の通り「医療情報取得加算」として 点数を算定致しますのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。

※医療情報取得加算

区分	点数	※自己負担
初診 (月1回)	1 点	負担なし
再診(3カ月に1回)	1 点	負担なし

令和 6 年 1 2 月 2 日より保険証の交付がなくなりマイナンバー保険証に切り替わります。切り替えがまだの方は各市町村にて早めの手続きをお願いいたします

令和 6 年 12 月 医事課